

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	1809 課長会議
		決裁期日	平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日
名 称	臨時課長会議(平成 2 1 年度予算)		
日 時	平成 20 年 12 月 18 日(木) 午後 1 時 00 分～2 時 05 分		
場 所	役場 3 階 第 2 会議室		
出席者	副町長、教育長、会計管理者 各課長 10 人 (内代理 1 人)、消防 1 名 事務局 1 人 説明員 2 人 計 17 人		

内 容

◎副町長あいさつ

- ・昨日の第 4 回定例町議会において、自治基本条例が可決された。これからがスタートとなるので、条例でうたわれている基本理念に沿い、今後その枝葉を付けていくこととなる。新しい仕組みにあった行政運営の構築がわれわれに課せられた義務であることを認識いただきたい。
- ・町長については、本日駐屯地規模現状維持に向けた中央行動を行っている。またこれからの予算編成作業については、町長が交代する中で、その予算が確定していくこととなるので、ご協力をお願いします。

進行：副町長

1 平成 2 1 年度予算集計状況について【総務課】〈別添資料参照〉

総務課長：これまでの各課からの予算要求について、現時点での集計を行った。その状況及び今後の査定日程等について担当より説明する。

石田主幹：今日現在の予算要求の概要について、別紙資料に基づき説明する。

総額対比としては、4,177 千円の財源不足となっているが、政策調整枠分を含めると 1 億 4,177 千円の不足となる。各課への枠配分については、枠内とたっているが、投資的事業で 8 千 3 百万円増、義務的経費で 1 千万円増、新規（準義務的）経費で 1 千 4 百万円増となっている。義務的・準義務的経費については削減が難しいこととなるため、投資的事業での縮減について検討し、最終的な政策調整枠の調整となる。

来年度の地財計画が今後示されてくる中で、国からの交付税等の増減が予想される。また燃料費については、要求時の単価から 20 円程度値下がりしており、ことままいけば一定額の財源が留保できる。

歳入の増減では、・町税 個人住民税、固定資産税、タバコ税の減、・分担金及び負担金 畜産担い手事業負担分の減、・繰入金 減債基金繰入金の減

歳出の増減では、・総務費 広域連合負担金の増、・民生費 後期高齢者医療費の増、・衛生費 衛生環境組合の広域連合移管等に伴う減、・農林業費 畜産担い手事業の終了に伴う減、

商工費 白銀荘の改修に伴う増、・土木費 事業完了等による減、・消防費 広域連合移管に伴う減、・教育費 給食センターの広域連合移管に伴う減

副町長：政策調整枠 1 億について、要求は 4 千万円となっているが、その事業の実施の可否については、新町長の判断となる。また、町長のマニフェストに基づく予算の組み立てが必要となる。

2 副町長査定方法について【総務課】

石田主幹：副町長査定については、明日 19 日から 26 日（予備日 27 日）の日程で行うので、それぞれ対応をお願いしたい。査定については主要事業、新規事業及び大きな増減のあった事業を重点的に行うこととなる。

副町長：政策的予算の決定権は、町長にあるが、政策的要求の中で町長につなげるべき事案を整理していきたい。

保健福祉課長：燃料費単価の見直しを予算に反映した結果、予算に余裕がでた場合どのように対応するのか伺いたい。

石田主幹：予算要求にあたって、事業の見直しを含め予算要求されている（政策調整枠分を含め）ことから、仮に単価引き下げにより余裕が出た場合は全体の中で調整することとなる。

町民生活課長：副町長査定にあたっては、枠配分内の事業も査定の対象となるのか。

石田主幹：枠配分については、各課長段階で判断されていることなどで、基本的には査定の対象とせず、投資的事業が中心となる。ただし、枠配分内でも確認が必要な項目については、すでに示しているので、査定時に説明願いたい。

副町長：各特別会計の予算策定作業の状況について、発言願いたい。

保健福祉課長：介護保険特別会計については、報酬改定が予定されているため、年明けとなる。

3 その他

(1) 新町長の執務体制の準備等について

副町長：現町長の任期が今月 26 日までとなっている。現町長の決裁が必要なものについては、事前に確認、整理していただきたい。

新町長の任期は 27 日土曜日となる。週末に行事等があり町長の出席が必要な場合は、事前に総務課長まで連絡いただきたい。また、29 日以降の会議・諸行事に新町長の出席が必要な場合は、「町長会議等出席調書」を作成するなど、新町長の執務執行をフォローしていただきたい。

町長決裁の仰ぎ方について、当分の間は直接面談し決裁を受けるよう対応願う。また新町長との情報共有に努めていただきたい。

総務課長：12 月 29 日については、新町長の初登庁日となるため、朝 8 時 25 分役場正面玄関前で出迎えることとなるので、周知願いたい。

【以上 2 時 5 分終了】